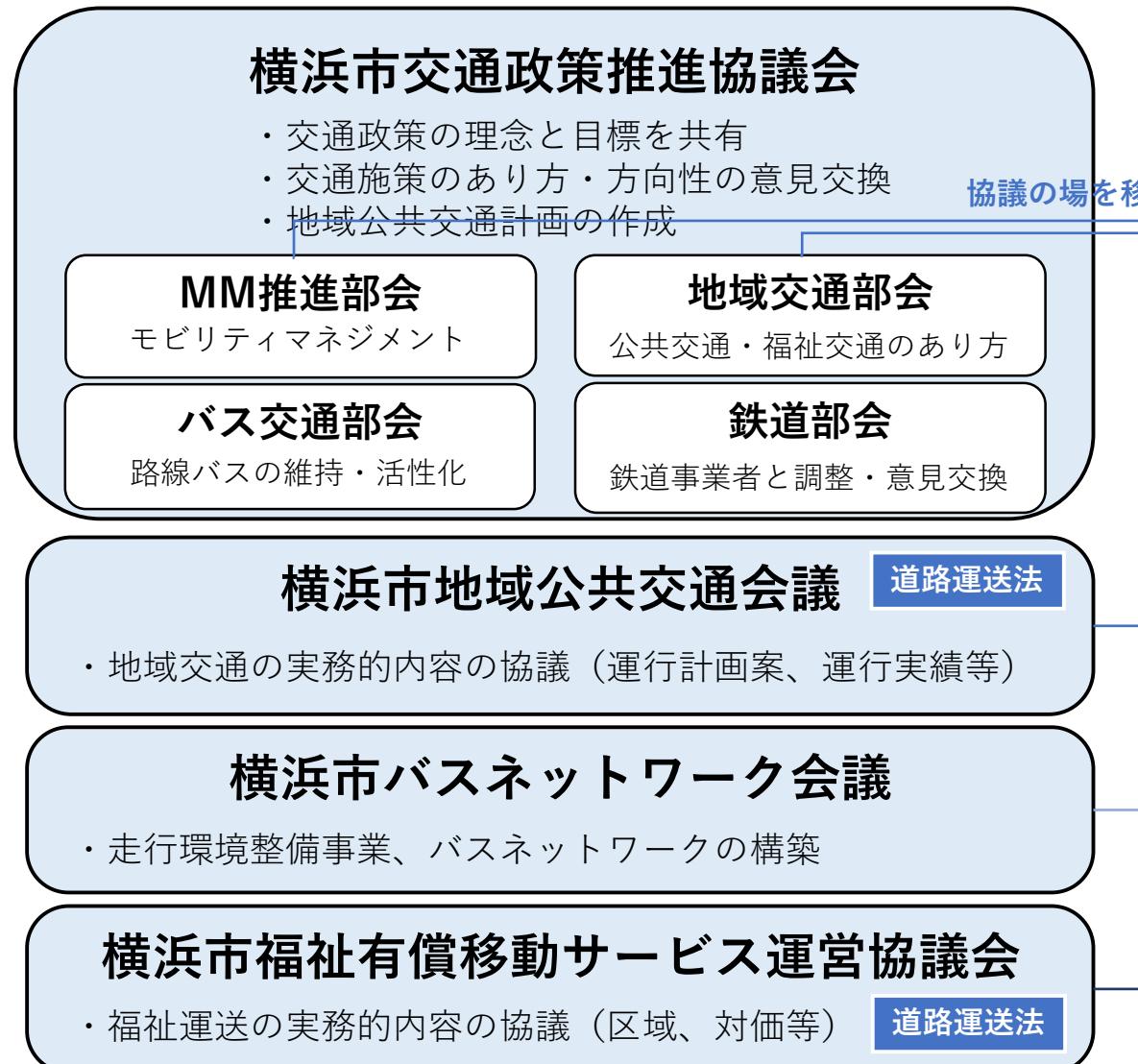
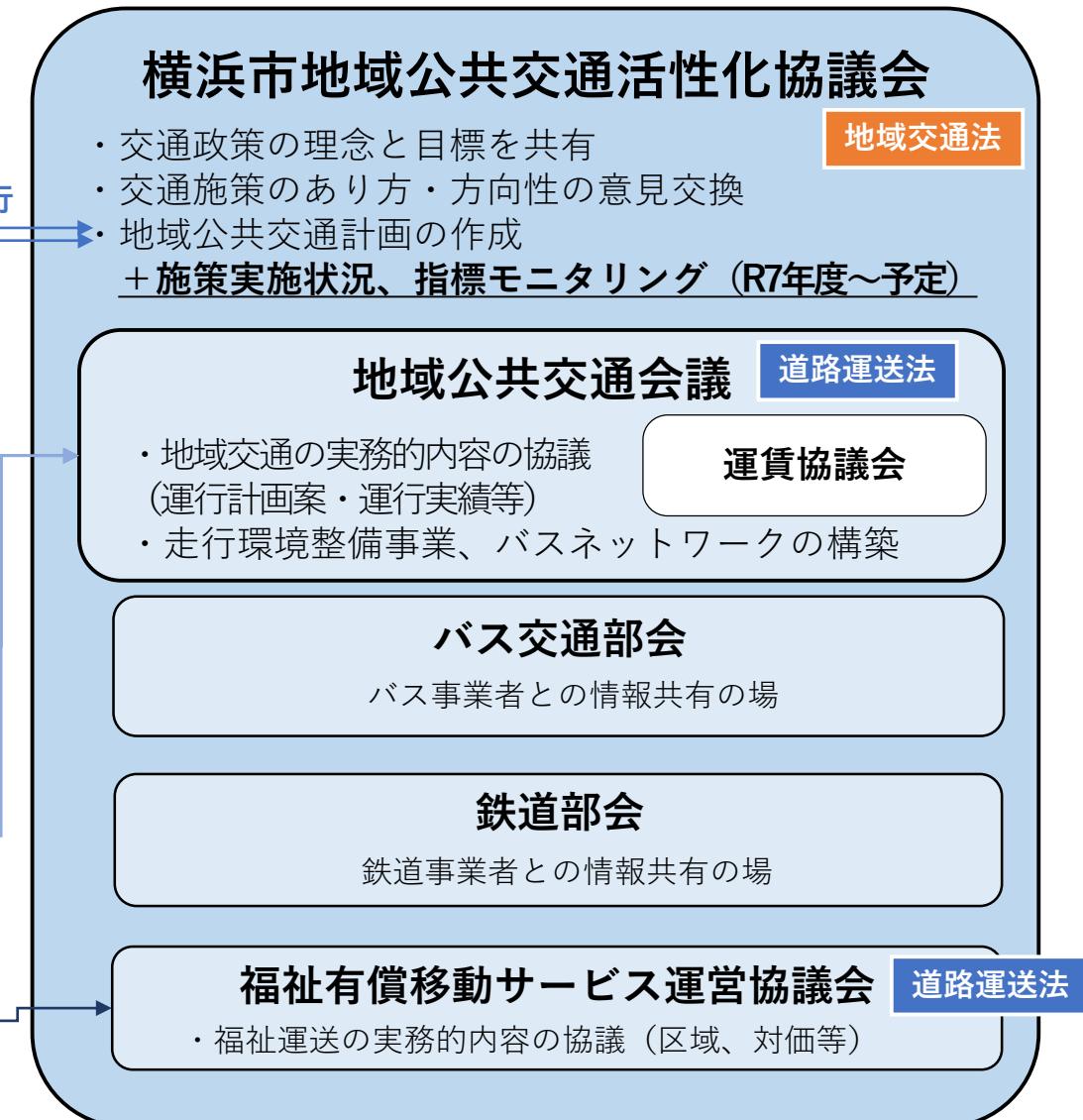


～R5年度



R6年度～



1. 地域公共交通計画の作成（令和7年度策定予定）

- ・地域公共交通計画の作成、実施に関し必要な協議を行う場として、地域交通法に基づく法定協議会「地域公共交通活性化協議会」を設立します。
- ・法定協議会を交通に関する関係者（市民、企業、行政）間での議論の核となる場とし、交通施策の実施状況の共有や、地域公共交通計画で設定した評価指標に対するモニタリング・評価等を行っていきます。

2. 他の協議体との連携強化

- ・これまで別の枠組として運用してきた「地域公共交通会議」と「福祉有償移動サービス運営協議会」を法定協議会の部会として位置付けるとともに、各部会の代表者を法定協議会委員に加えます。
- ・上記により、各部会で議論された内容は法定協議会でも共有されるようになり、これまで以上に協議会間の連携が強化されます。

モビリティマネジメントの取組について

- ・持続可能な地域交通の実現に向けては、公共交通の利用促進を図ることが重要であるとともに、路線バスや地区内交通を積極的に利用するという意識の醸成も重要です。
そのため、モビリティマネジメントの取組については「地域公共交通活性化協議会」において交通事業者を含む関係者間と議論し、取組を推進していきます。
- ・市民主体でのモビリティマネジメントの取組については、引き続き都市交通課が窓口となり、皆さまの取組を支援していきますので、引き続きよろしくお願ひいたします。